

想定される取組み事例について

平成 20 年 9 月 3 日
石 川 県
中日本高速道路(株)

石川県と中日本高速道路株式会社との連携は、双方の資源を有効に活用することにより、県内の産業振興と地域社会の活性化に資すること、及び高速道路、サービスエリア・パーキングエリアにおけるより質の高いサービスの提供と高速道路等利用者の利便の向上、利用の拡大に資することを目的とするものです。

連携協定に基づき、今後取り組むことが想定される事例は、次のとおりです。

1 災害・防災分野の相互協力**(1) 災害時等の連携協力****①緊急車両等の通行**

- ・被災地の支援を速やかに行うため、消防・医療関係機関、緊急物資搬送等の緊急車両の高速道路の通行を確保する。また、孤立地域の迂回路として高速道路を活用する。

②休憩施設の防災拠点等としての活用

- ・サービスエリア（SA）、パーキングエリア（PA）等の駐車場を、消防・医療関係機関等の医療救護活動を行う拠点として活用する。

③応急復旧等の相互協力

- ・道路土工部や構造物の異常、損傷等の調査、復旧に対する技術的支援。
- ・応急復旧工事等に必要となる資機材や通信機器の提供。
- ・被災情報や迂回路の設定など応急復旧業務に必要な情報交換。
- ・休憩施設等の緊急開口部を利用した緊急車両や工事車両の出入り。

(2) 防災対策の強化

- ・県主催の防災訓練に参加し、災害時の救援体制の強化を図る。

(3) 国民保護制度の推進

- ・県主催の国民保護訓練に参加し、国民の安全確保体制の強化を図る。

2 観光・文化・産業の振興分野等の相互協力

(1) 観光ポスターの掲示・文化イベントのPR協力等

- ・県内外のSA、PAにおいて、観光ポスターの掲示や観光パンフレットの配布を行う。
- ・NEXCO中日本が主催するイベント等で、県主催の文化イベントのPR（OEKコンサート等）を行う。

(2) 県製品の販売等の充実

- ・SA、PAにおいて、地域資源を活用した新商品、伝統工芸品等の地場製品の展示・販売を行う。
- ・SA、PAで開催するイベント等で、県産食材を使用した料理を提供する。

(3) タイアップ事業の実施

- ・金沢競馬場等で高速道路利用者を対象とした特典の付与（施設利用割引券等）。

(4) ホームページ等における観光情報等の発信

- ・県等のホームページとの相互リンクにより高速道路等の利用者が容易に観光情報等にアクセスできるようにする。

(5) 高速道路等の利用促進、利用者サービスの向上

- ・NEXCO中日本は、石川県への観光客の増加のため、「速旅 ETC周遊プラン」、「北陸道秋まつり」、トラベル商品（宿泊、観光施設入場）などを企画し、県は、その企画について協力する。
- ・県などが参加するイベントにおいて、高速道路等利用促進PRなどを実施する。
- ・県関連施設における高速道路・サービスエリア情報の提供や県の広報媒体を活用したPR等を行う。
- ・県が提供するウェブサイトの素材（旬の観光・イベント情報、写真データなど）を活用して、ドライブ情報サイト『高速日和』（NEXCO中日本）で石川県下の観光情報を発信する。
- ・SA、PAや、NEXCO中日本及び中日本エクス株式会社オンラインショップ『ONLINE MALL』等において、石川県製品の販売を充実する。
- ・SA、PA等で販売する商品の一層の充実のため、石川県産品を活用した商品の共同開発等を行う。

3 教育・福祉分野の相互協力

(1) 「プレミアム・パスポート事業」への参加

- ・ S A、P A店舗等が「プレミアム・パスポート事業」に参加し、買い物をした子育て家庭に対する優待制度を実施する。

(2) 「わく・ワーク体験事業」、「高校生のインターンシップ推進事業」の受入れ

- ・ 県内で実施している「わく・ワーク体験事業」及び「高校生のインターンシップ推進事業」において、S A、P A店舗等が職場体験先として、生徒を受け入れる。

4 環境・景観対策分野の相互協力

(1) うるおいのある環境・景観づくり

- ・ N E X C O 中日本が実施する「緑の里プロジェクト」（花壇の整備・樹木の植栽のために高速道路の法（のり）面を地元に開放）などを通じ、S A、P Aや高速道路の沿道等においてうるおいのある環境・景観づくりを進めるとともに、協働して県が進める良好な景観づくりのP Rを行う。

(2) 県産材ベンチの設置

- ・ S A、P Aの休憩施設内に県産間伐材を使用したベンチを設置し、県産材の普及啓発を図る。

(3) 廃棄物不法投棄対策の共同実施

- ・ 廃棄物不法投棄の情報を相互に提供し合うことにより、不法投棄の早期発見、早期対応に努める。また、廃棄物に関する啓発活動を共同で実施する。

(4) エコドライブ推進に係る啓発活動の実施

- ・ 共同でエコドライブ推進を行い、パンフレット等を配布する。

(5) 不正軽油撲滅対策の実施

- ・ S A・P Aに停車しているトラック等からの軽油抜き取り調査を実施する。